

仲裁裁定を早期完全実施せよ！

日刊 動労千葉

80. 7. 28

No. 493

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）三三八・九（公衆）三三三・二七二〇七

新賃金配分「申九号」にきびきび、一回交渉を実施

動労千葉の80春闘四月決戦ストを背景とする「新賃金」確定交渉については、公労委における異例の調停不調↓労側委員総辞職という事態の中で、中断となっていたが、六月十日「仲裁裁定ヲ五七一号」として公労委より提示された。

その内容は「基準内賃金の三・〇八%相当額に二、二八〇円を加えた額八、〇〇九円の源資をもって引き上げる」という、民間準拠はおろか、額・率とも民間賃金を大きく下回った低額回答であった。

政府・自民党の反動的決定弾劾！

今日、選挙での自民党の圧勝を背景とし自民党鈴木内閣は、増税・合理化・防犯など矢張り早やに反動攻撃をかけている。こうした情勢の中で、政府は仲裁裁定の完全実施について「国鉄経営再建促進特別措置法」の成立とセットとする「議決案件」にするという反動的決定を行なった。

更には、これらの政治情勢の中で国鉄当局が「新賃金配分の源資が確定しない」として、あいにく公共料金値上げ等による物価の急上昇、生活実態低下の現実を無視する態度に出ている。

こうした中で、動労千葉は、仲裁裁定ヲ五七一号の完全実施をせまる闘いとして、「動労千葉申九号」をもって国鉄当局に対し配分要求の申し入れを行い、七月二三日に一回交渉を行ったものである。

われわれ動労千葉は、これら政府・国鉄当局の決定と態度を徹しく糾弾するとともに、仲裁裁定の完全実施、配分要求の前進に向けて、交渉の強化をもって臨むことを確認した。「申し入れ」内容は左記の通り。

仲裁裁定第571号の実施に関する申し入れ

動労千葉申第9号

1980年7月21日

仲裁裁定第571号の実施について下記の内容で申し入れるので、裁定の趣旨をふまえ、団体交渉によりすみやかに解決されたい。

記

1. 仲裁裁定第571号にもとづく源資8,009円をもって賃金改訂をすみやかに完全実施すること。
2. 源資8,009円の配分は、次のとおり実施すること。
 - (1) 基本給改訂に7,400円の源資をあて、その他改訂に609円をあてること。
 - (2) 基本給改訂にあたっては、定率をもって改訂をおこなうこと。
 - (3) 18才採用給の基本給を現行より3,600円引上げ92,500円とすること。
 - (4) 扶養手当については、賃金改訂に見合う増額を行うこと。
 - (5) 都市手当については、基本給改訂にスライドして増額すること。なお千葉管内の都市化により、蘇我地区の級地の引上げ、および木更津地区をD級地とすること。
3. 運転職場の特殊性および従来の懸案である職群引上げ、是正など行うこと。
4. 準職員については、職員に準じて改訂すること。
5. 国鉄における最低賃金制度を確立し、最低賃金額を次の通り改善すること。
 - (1) 月額90,000円、日額4,000円、時間額570円に改訂すること。
 - (2) 2ヶ月をこえて継続勤務する者については、月額制を適用すること。
6. 実施期日は、1980年4月1日とすること。

以上